

無料 出前講座のご案内

「 知っておきたい
白筆証書遺言書保管制度 」

**あなたの遺言書
法務局がお預かいします!**



どんな制度?

法務局に預ける
メリットは?



遺言書の書き方に
きまりはあるの?

- ✓ 自筆証書遺言書を法務局に預ける制度について、法務局職員が説明します。
- ✓ 指定された会場に出向きます。
- ✓ 講師の派遣に交通費などの費用はかかりません。

【お問合せ・お申込みは】

福井市春山1丁目1-54

福井地方法務局供託課

TEL 0776-22-4189 FAX 0776-22-4399



申込日 令和 年 月 日

福井地方法務局 宛て

(FAX 0776-22-4399)

出前講座申込書

講座名	『自筆証書遺言書保管制度』			
団体名				
所在地	〒			
代表者等	(担当者)			
電話番号				
FAX番号				
メールアドレス				
説明会の 希望日時	第1希望	月 日 ()	午前・午後	時 分～ 時 分
	第2希望	月 日 ()	午前・午後	時 分～ 時 分
	第3希望	月 日 ()	午前・午後	時 分～ 時 分
	説明時間	分 (60分以内で調整できます)		
会場	会場名			
	所在地			
参加者の概要	年代	歳代～ 歳代	予定人数	人
説明会と併せて 実施する行事等				

※ 希望日時の3週間前までにお申し込みください。

お申し込みいただいた後、担当者から電話連絡いたします。

※ 講師派遣の時間帯は、平日午前10時から午後5時までです。

ご希望の日時に基づき日程調整させていただきますが、業務の都合上、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

自筆証書遺言書保管制度の特色

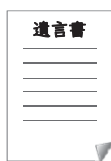
自筆証書遺言書保管制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の紛失、改ざんや相続人に発見されないおそれなどの問題点を解消しており、『安心』『簡単・安価』『親切』な制度です。

法務局（遺言書保管所）で保管するという選択肢が増えたことによって、より安心して自筆証書遺言書を作成することができるようになりました。

🔍 安心

1

遺言書の原本と画像データを、法務局（遺言書保管所）が長期間適正に保管し、
遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。



遺言書原本

遺言者死亡後
50年間保管



画像データ

遺言者死亡後
150年間保管

2

法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。
遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。

🔍 簡単・安価

1

本制度を利用して、法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。

2

遺言書の保管の申請手数料は **3,900 円**
遺言書情報証明書の交付請求の手数料は **1,400 円**

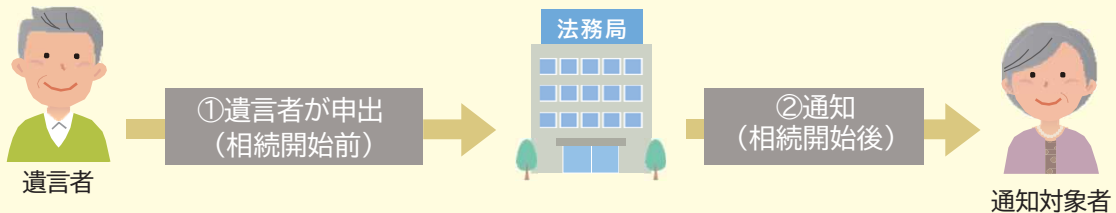


親切

1 **通知によって遺言書の存在を相続人等に知らせます。**
通知には以下のとおり2種類あります。

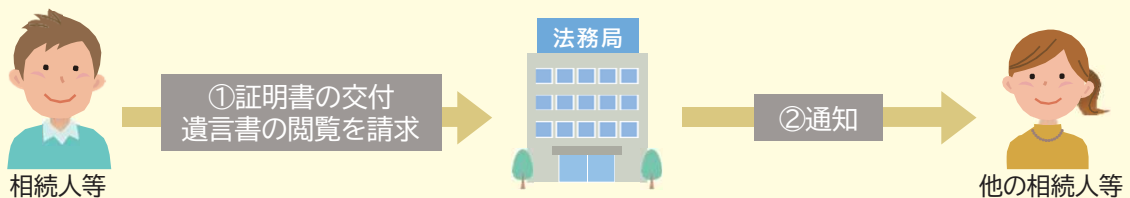
遺言者が指定した方への通知(指定者通知)

遺言者からの事前の申出に基づいて、遺言書保管所において、遺言者の死亡の事実が確認できた時に、遺言者が指定した方に、遺言書が保管されている旨を通知します。



関係遺言書保管通知

遺言者の死亡後、相続人等のうちのどなたかお一人が、遺言書保管所において遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けた場合、その他の相続人等全員に対して、遺言書が保管されている旨を通知します。



2

相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるようにします。
相続開始後、相続人等は遺言書の内容を証明した遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧を行うことができます。



利用者の声



- このような制度ができてありがたいです。
- 保管場所が法務局なので安心。
- とても安価で信頼できる制度だと思います。
- 良い制度なので、友人や知人に教えたい。